

投 稿

眞の大学活性化を願って —文学部の『改革試案』といわゆる「中間まとめ」—

文学部 花房 順爾 越智 貢 宮沖 宏 小川 英世

西田 雅弘 今田 良信 松本 長彦 土居 晴洋

奥村真理子 市瀬 信子 鈴木 将史

出発です下でそいざ拂曉昇の手紙つ奥村真理子
誰手相あひて。十をみ小吉身頃もの六をア
よう五時頃れやくとオオモヒ。これは井の事
あつさる時の事。ゆきI. すのまくねじを書
ことに、表紙の若干黄ばんだ一通の文書が
ある。『文学部改革試案(第一次)』(以下、『改
革試案』と略称)と題された広島大学文学部
改革委員会の作成になるこの文書には、昭和
44年8月26日の日付が入っており、「まえが
き」には、「広島大学文学部において、2月
下旬発足した文学部体制検討委員会は、まず
助手の地位について検討を行ない、5月14日、
助手の地位に関する問題と改革の成案を提出
し、同日教官会はこれを承認した」と記され
ている。この文言によって、『改革試案』第
V章の「助手の地位」に関する内容が、文学
部教官会の統一的承認決議をえたものである
ことは明白である。

それから20年。本年5月12日の総合科学部
長刺殺事件判決公判を契機に、部局長連絡会
議を母体とする教室運営等検討委員会は、「広
島大学における助手の実態、問題点、対応等
について——教室運営等検討委員会中間まとめ——
(以下、「中間まとめ」と略称)なる文書を作成し、学内外に公表した。周知のと
おり、『中間まとめ』を作成した教室運営等
検討委員会が置かれた部局長連絡会議とは、
学部間の連絡調整を受けもち、また、学長が
評議会に提案する原案作成に協力・了承する
慣行的な会議であり、決して、評議会のよう
な、全学を代表する正規の決定機関ではない。
このためか、『中間まとめ』に対しては、そ
の作成手続・過程・記述・内容・性格につい
て、すでにいくつかの批判がみられる。

以下には、上記文学部の『改革試案』第V

章「助手の地位」の内容を紹介し、それと『中
間まとめ』の内容を比較検討することによっ
て、『中間まとめ』が提示した「助手問題」
の「解決」方法が、助手の人権・人格を損な
うだけでなく、21世紀の広島大学の教育・研
究の発展にとっても好ましからざるものであ
ることを指摘し、あわせて眞の大学活性化に
ついてのわれわれの基本的立場を明らかにして
みたい。それでは、まず『中間まとめ』から
みていく。『中間まとめ』は、「広島大学の半層の活
性化を図る」という高邁な目標を掲げてはい
る。しかし、その本来の意図は、総合科学部
長刺殺事件を「特異な事例」とみなしておき
ながら、その背景に「いわゆる助手問題があ
る」と断定することによって、そもそも教授・
助教授・講師・助手を含む教室構成員の全体
に関わるべき「教室運営」の問題を、「いわ
ゆる助手問題」に限定・矮小化しようとした
点にある。そして、教授・助教授等には「良
好な人間関係の保持」という単なる抽象的な
主観的努力目標を設定するだけなのに、か
えって、助手に対しては、教官の人事について、……任期制の導入
を図るなど、特別な取扱いが必要である
ことは、これまで各方面で提言されて
いる。しかし、現行法体制のもとでは問
題があり、本学でも助手の任期は定めて
いない。しかしながら、……申合せによ
る事実上の任期制は、運用上の効果も、
ある程度期待でき、その実施は組織の活

活性化にとって望ましいという意見もある。(『中間まとめ』15頁)として、現行法上本質的に違法な「事実上の任期制」の導入という、きわめて具体的かつ不条理な処置を打ち出すことにより、「教室運営」の問題に決着をつけようとしている。教室運営等検討委員会は「広島大学の一層の活性化」のためには、助手を犠牲にしてもやむをえないと考えているのだろうか。『中間まとめ』には、助手を一個の自立した教育・研究者として扱わず、助手の人権・人格を損ない、助手に多くの責任を負わせて問題の解決を図ろうとする意図が明白に表われている。これでは眞の活性化は訪れまい。

では、文学部教官会で承認された『改革試案』第V章「助手の地位」は、助手をいかに位置づけているのか。そして、そこで提起されている改革案は、『中間まとめ』のそれとどのような相違があるのか。つぎにこれらの点について紹介していこう。

『改革試案』は、まず「助手の地位」に対する原則的立場について、既存の助手制度のもつ数多くの矛盾点を未解決のまま看過してしまうことは、

大学の研究・教育の機能の十全な実現という立場から許されないことである。いまや助手の存在なくしては、学部生や大

学院生に対する十分な教育活動を行なうことは、ほとんど不可能である。そしてそのような活動は、助手が研究者であり、かつ教官集団の構成員であることを前提としてのみ考えられるものである。……このような観点にたつ以上、大学の本来のありかたのなかに、助手のあるべき姿を求め、それを可能な範囲から段階的に実現することがいまや緊要である。(『改革試案』第V章1頁)

と述べ、助手制度の問題点として、(1)現行制度における助手の地位の曖昧さ、(2)意思決定機関からの除外、(3)執行責任者選考からの除外、(4)任免の基準と条件、(5)教室運営等にお

ける職務環境の問題点、の5点について具体的に検討している。それでは、『改革試案』は、これらの問題点に対してどのような解決方向を提起しているのだろうか。

助手は研究者であるとともに、教育に対する責任をも分有するものである以上、当然、教育集団に属せしめられるべきである。教育集団に助手が属すべきである以上、その集団が果たすべき責任の範囲内において、大学の管理運営に携わるべきことは言を俟たない。そのためには、助手の権限や責任を、もっと明確にすべきである。……助手が研究者であり、教育に対する責任の一端を担うものである

かぎり、それにふさわしい制度上の改革、環境の整備は、当然なされなければならない。(同上3頁)

改革の基本的方向は、以上のように明快に見定められている。そして、『改革試案』は以下の4点の具体案を提示している。

(1)「身分の安定化」。助手を法改正によって教育公務員と明確に規定し、教授・助教授・講師と同様に職務内容や責任を明確化すること、公募制も含めた任用基準・方法を再検討すること、などが提起されているが、とくに注目されるのは、20年前にも助手任用において「画一的ではないが、内約として助手にのみ任期を限定する慣行は、講座制内の教室の特殊事情があるにせよ、助手自身の意志に反して解職される可能性を孕み、助手の地位の不安定性に拍車をかけている」(同上2頁)という事実が存在したことを指摘しつつ、

「内約による任期の限定は、……当然廃止されるべきである。研究者の流動性の必要は、大学における研究者養成という大局的見地から、別途に考慮されるべきであろう」(同上3頁)として、「事実上の任期性」の廃止を明快に打ち出していることである。

(2)「意思決定機関への参加」。「この場合、教官集団構成員が等しく研究者であり、かつ助手が教育の責任の分有者であることを考慮のうえで、教授会組織そのものを新たな見地

から再検討すべきである」(同上3頁)という方向が提示されている。

(3)「執行責任者選考への参加」。学長・学部長・評議員の選挙・選出への助手の参加が提案されている。(同上3頁)

(4)「研究環境の整備」。教室運営上必要な事務分野を専門の職員によって遂行できるよう配慮し助手が研究・教育に専念できるよう図ること、助手の研究条件の改善の一環として教室単位に分散管理している図書の集中管理による合理化、助手専用室の設置、研究旅費の均等配分等を再検討すること、学部の研究体制への助手の積極的な参加を考慮すること、が提起されている。(同上3~4頁)

『改革試案』の内容が意図するところは明らかであろう。『改革試案』は、助手を一個の自立した教育・研究者として教室構成員の中に位置づけ、助手の人権・人格を可能な限り考慮しつつ、助手の地位の改革方向を具体的に提示している。また、注目すべきことに、『改革試案』は、『中間まとめ』における唯一具体的ではあるが現行法上本質的に違法で不条理な方策、すなわち「事実上の任期制」を明確に否定している。さらに、『改革試案』は、『中間まとめ』が「事実上の任期制」導入の重大な根拠とした研究者の流動性の必要についても、「大学における研究者養成という大局的見地から、別途に考慮されるべきであろう」(同上3頁)と、まさに正当な指摘を行っている。強いて「事実上の任期制」を導入しなくとも、大学の活性化は可能なのである。

このような『改革試案』の大学活性化の精神は、まさにみた『中間まとめ』のそれとは基本的な相違があるといわなければならぬ。なぜなら、『改革試案』がまず第一に助手を一個の自立した教育・研究者として位置づけるのに反し、『中間まとめ』は助手を決して一個の自立した教育・研究者とみなそうとはしないからである。

同じく広島大学の活性化・改革を標榜しな

がら、『改革試案』と『中間まとめ』との間には雲泥の差がある。どちらが眞の活性化をもたらすかは、もはや誰の目にも明らかであろう。われわれは断じて『中間まとめ』の示す方向に進むことはできない。

『改革試案』から20年、文学部では助手の『意思決定機関への参加』という改革案は教官会及び一部委員会への参加という形で実現し、また「執行責任者選考への参加」は完全に達成されている。しかしながら、他の改革案については部分的には実現しているものの、そのほとんどは改善されておらず、きわめて不充分な状態にある。とりわけ、助手の「身分の安定化」に関しては、多数の教室において、助手の採用については年限を切って任用することはできないという、近年の教官会における確認を無視して、今なお、助手採用時に年限を切ることを任用の条件とするという違法行為がなれば公然と行われ、多くの助手に甚大な精神的苦痛等を与え、その結果、文学部の教育・研究の活性化に重大な支障をきたしている。即刻改善されるべきである。『改革試案』に逆行するこの現状は、『中間まとめ』における「事実上の任期制」導入を認めるような対応とあわせて、看過できない問題である。今こそわれわれは、『改革試案』の原点に立ちかえり、その完全実施に努力するとともに、全学規模の眞の活性化も図らなければならないのではなかろうか。

いったい大学の活性化というような、大学の将来を左右する大問題は、全学制度上何らの根拠ももたない慣行的な会議である部局長連絡会議下の教室運営等検討委員会だけではなく、全学的規模で全員が衆知を集めて議論しなければならない。まして、助手だけに「事実上の任期制」を求めるのであれば、当事者たる助手の意見は最大限に尊重されて然るべきである。これまで、その機会は充分にあった。しかし、教室運営等検討委員会はなぜか助手の意見を傾聴することも、質問に応対することもしなかった。ゆゆしきことである。

また、文学部には『改革試案』があり、任用にさいし、画一的ではないが、内約として助手にのみ任期を限定する慣行は、……助手の地位の不安定性に拍車をかけている。……内約による任期の限定は、……当然廃止されるべきである。(同上2~3頁)

とあるように、『中間まとめ』のいわゆる「事実上の任期制」の廃止を明快に打ち出していた。この『改革試案』は、文学部教官会が承認した公的な決議であり、決して無視されるべきものではない。

さて文学部教官会においては、10月末までに『最終まとめ』案を作成して各部局に持ち帰り、12月に部局長連絡会議でとりまとめ、これを評議会に報告、了承をとりつけるという旨のスケジュールが報告されている。そうだとすればなおのこと、われわれは、教室運営等検討委員会が、文学部の『改革試案』を充分に尊重して、『最終まとめ』案を作成するよう切に希望してやまない。

- そして、そのためには少なくとも、
- ①助手の任用期限の即時廃止
 - ②自立した教育・研究者としての助手の位置づけの徹底化
 - ③助手の専用室・研究費・研修日等、研究諸条件の改善
 - ④学部・学科・教室の運営等をはじめ各種委員会への助手の参加の機会拡大

等の点だけは『最終まとめ』案に盛り込まれる必要があるだろう。しかし、もし教室運営等検討委員会があえて『中間まとめ』の路線にそって『最終まとめ』案を作成するようなら、文学部教官会の承認決議を一方的に踏みにじるだけでなく、広島大学の将来とその「一層の活性化」にとって、憂慮すべき事態を招くことになりかねないだろう。

われわれは「事実上の任期制」を導入しなくても、広島大学の眞の活性化は可能であると確信している。したがって教室運営等検討委員会においても、本質的に違法な「事実上

の任期制」あるいはいかなる「任期制」も一切導入しない「一層の活性化」案を提言されることを心底希望する。

* 参考

- ◇『文学部改革試案(第一次)』(文学部元講師・故岡田俊彦氏所蔵本)
- ◇《『広島大学における助手の実態、問題点、対応等について—教室運営等検討委員会 中間まとめ—』に対する文学部助手会の基本姿勢》(平成元年7月17日開催文学部教官会に提出するとともに、田中隆莊広島大学長・教室運営等検討委員会にも提出済み)
- ◇《『広島大学における助手の実態、問題点、対応等について—教室運営等検討委員会 中間まとめ—』に対する質問状》(同年6月22日、田中隆莊広島大学長・教室運営等検討委員会に提出したが、今日に至るまで正式回答をえていない。きわめて遺憾である)(1989.10.17)

* 追記

本稿投稿後、10月24日、『広島大学における助手の実態、問題点、対応等について—教室運営等検討委員会報告書(案)—』が文学部で配布された。大学の活性化・教室運営の民主化・助手の教育研究活動の拡大案は放棄され、新たに教授のリーダーシップ強化が提言されている。助手の任期に関する記述は削除されているが、「これは各部局の実態を完全に取消したものではない、現状を公認した」という稻賀学部長の発言(11月6日教官会)によれば、教授はリーダーシップ発揮の名の下で、本質的に違法な「事実上の任期制」を今後とも実施できるように配慮されている。言語道断。子細に検討した上、再び本誌において我々の意見を開陳したい。皆様方の御意見もお聞かせ下さい。学内便にて文学部花房まで。